

① 児童扶養手当受給者
(令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方)

【基本給付】と【追加給付】があります。このうち追加給付は申請が必要です。
いずれも児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。

《再支給分》
基本給付と同額を支給

【基本給付】

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円(1回限り)
例) 児童扶養手当の対象児童が1人の場合は5万円、3人の場合は11万円

申請 不要

※給付金を希望しない方のみ、令和2年7月27日(月)までに『受給拒否の届出書』を提出してください。

届出書はHP(すくすくおばまっ子)または子ども未来課窓口にあります。

支給日 令和2年8月上旬を予定
※振込前に通知をお送りいたします。

【追加給付】

対象 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大きく減少した方
※生活保護の方は、収入が減少した分保護費が増加するため対象とはなりません。
※収入が大きく減少した例として次の状態が考えられます。
例) ・新型コロナウイルス感染症の影響で本人の収入が減少した
・本人はもともと無収入であるが、新型コロナウイルス感染症の影響で就職内定が取消しになったり、求職活動に影響があった
・本人の収入は変わらないが、同居している扶養義務者の収入が減少した

給付額 1世帯5万円

申請 必要

8月に実施する現況届において収入が減少している旨を申し出てください。
窓口で簡易な申請をしていただきます。

支給日 令和2年9月以降に随時支払予定

【注意事項】

- ・児童扶養手当を受給している口座を解約したなど、給付金の支給に支障が出る方は、口座登録の届出書を提出する必要があるため、担当までご連絡ください。
- ・振込みを行ったにもかかわらず、令和3年3月19日までに指定口座への振込みが口座解約等によりできない場合は、給付金は支給されません。
- ・給付金の給付後に申請書の記載事項が虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の返還を求めることがあります。